

原子力災害時における住民の広域避難に関する覚書



伊万里市（以下「甲」という。）と有田町（以下「乙」という。）は、玄海原子力発電所の原子力災害時における住民の広域一時滞在（以下、「広域避難」という。）の運用について、この覚書を作成する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害対策基本法第86条の8の規定及び甲が乙の了解の下に定めた原子力災害時における住民避難計画に基づき、原子力災害時の広域避難について、平成24年3月30日に締結した佐賀県・市町災害時相互応援協定を踏まえ必要な事項を定め、広域避難を円滑に実施することを目的とする。

（広域避難の基本的事項）

第2条 原子力災害により甲の住民の生命若しくは身体を保護するため、甲が広域避難の必要があると認めたときは、乙は正当な理由がある場合を除き、甲の住民を受入れるものとする。

2 乙は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を甲の住民の避難所（以下「避難所」という。）として提供する。

3 甲は、佐賀県（以下「県」という。）と連携し、広域避難が乙の負担とならないよう配慮しなければならない。

（広域避難の受入要請等）

第3条 甲は、乙に対し、災害対策基本法に基づく広域避難の要請を行う場合、別紙様式1をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 原子力災害の発生により甲がその全部又は大部分の事務を行ふことができなくなった場合は、県が甲に代わって広域避難の要請を行うものとする。

3 乙は、広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始するものとする。

(必要物資等)

第4条 避難者の受入れ及び避難所運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、甲が県と協力し、その確保に努めるものとする。

2 前項の必要物資が不足する場合、甲は乙に対して必要物資の貸与又は提供を要請し、乙は対応可能な範囲でこれに協力するものとする。

(広域避難における役割分担)

第5条 広域避難における甲の活動内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 防護措置等の住民等への伝達及び避難手段の確保
- (2) 避難対象地区から避難先地域への誘導
- (3) 避難所運営に係る必要物資の調達
- (4) 避難所及び福祉避難所の運営
- (5) 避難住民の健康管理

2 広域避難における乙の活動内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 避難所周辺から避難所への避難者の誘導
- (2) 避難者の自家用車駐車スペースの確保
- (3) 避難所の開錠及び施設管理
- (4) 避難所運営に係る必要物資の調達支援
- (5) 避難所及び福祉避難所の運営に係る支援
- (6) その他甲から特に要請のあったもの

(避難所の運営)

第6条 乙は、避難所開設当初など甲による避難所運営が困難な場合には、甲の体制が整うまでの間、別紙様式2をもって避難者の受入を行うなど避難所の運営を行うものとする。

なお、学校を避難所として長期間にわたり使用する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設への利用期間、利用方法等について、校長等と調整を図るものとする。

(福祉避難所の開設)

第7条 甲は、避難所に受け入れた避難者のうち、病院や福祉施設における医療ケア等の専門的ケアまでは必要ないが一般の避難所では生活が困難な高齢者や障害者等のために、県及び乙の協力のもと福祉避難所を開設する。

(費用負担)

第8条 広域避難の受入れその他被災者支援に係る経費については、災害救助法、原子力損害賠償法及び国の費用負担等により、最終的に乙の負担とならないことを原則とする。

(平常時の活動)

第9条 甲及び乙は、広域避難が円滑に実施できるよう、平常時から、次の各号に掲げる情報を共有するとともに市町防災訓練の実施及び毎年県が実施している防災訓練への参加に努めるものとする。情報共有にあたっては、第1号に掲げる情報については別紙様式3を、第2号及び第3号に掲げる情報については別紙様式4を、第4号に掲げる情報については別表1を、第5号及び第6号に掲げる情報については別紙様式5を用いるものとする。

- (1) 平常時及び発災時の連絡担当部局名及び連絡先
 - (2) 乙に避難する行政区ごとの人口
 - (3) 広域避難のための受入施設の状況（改廃等の計画を含む）
 - (4) 避難所の資機材配置予定
 - (5) 甲が放射性物資の放出前に持ち出し可能な食料、飲料その他の生活必需品の保有状況及び物資等の調達に係る民間事業者等との協定の締結状況
 - (6) 乙が提供することが可能な食料、飲料水その他の生活必需品の保有状況及び物資等の調達に係る民間業者等との協定の締結状況
- 2 防災訓練の実施にあたっては、甲の住民の避難訓練及び乙による住民の受け入れ訓練を中心に行うものとする。

(補則)

第 10 条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

2 この覚書の内容が適切に実施されるよう毎年少なくとも1回は甲乙で覚書の内容を確認するものとする。

この覚書の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び県が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年4月1日

甲 伊万里市長 塚 部 芳 和



乙 有田町長 山 口 隆 敏



立会人 佐賀県知事 山口 祥義



別紙様式1【第3条第1項関係】

(受入市町長) 様

伊万里市長

受 入 要 請 書

原子力災害時における住民の広域避難に関する覚書第3条第1項に基づき、伊万里市民の避難の受け入れを要請します。

別紙様式2【第6条関係】

(避難所名_____)

No._____

避難者名簿

①入所年月日						②住 所 電 話	伊万里市 町 番
ふりがな 氏 名		避難状態 ア 避難所 イ テント ウ 車 エ その他	年 齢	性 別	避難行動要支援者	③行政区	
						帰宅困難者の方は右側に記載(レ印)してください。	
世帯主			男 ・ 女		④家屋の被害状況	全壊・半壊・一部損壊 断水・停電・ガス停止・電話不	
ご 家 族			男 ・ 女		⑤親族など連絡先	住所 氏名 電話	
			男 ・ 女			車種 色 ナンバー	
			男 ・ 女		⑦避難情報	あなたの家族は全員避難していますか? イ. 全員避難した。 ロ. まだ残っている。⇒どなたですか? () ()	
			男 ・ 女			あなたの家族は全員連絡が取れましたか? イ. 全員連絡が取れました。 ロ. まだ取れていない。⇒どなたですか? () ()	
	※あなたの家族で、ここに避難した人だけ、ご記入ください。						
	⑨ 特別な配慮	※ご家族に入れ歯やメガネの不備、病気などの特別な配慮を必要とする方がいるなど注意点があつたら、ご記入ください。					
⑩安否情報の問合わせ	安否情報の問い合わせがあった場合に、住所、氏名をお答えてもよろしいですか?					はい・いいえ	
⑪退出年月日	年 月 日					登録者数	
⑫転出先	〒 電話番号() -					退所者数	
⑬備考						在宅者数	

別紙様式3【第9条第1項第1号関係】

連絡担当部局名及び当該部局の連絡先

原子力災害時避難所台帳

No. _____

施設名		避難する 地区名	
-----	--	-------------	--

住 所			電 話		
施設の規模	面 積	m ²	收容人員	人	避難者数
保有設備	トイレ		備 品	テレビ	
	入浴施設			ラジオ	
	調理器具		避難車台数	台	
	水道設備			台	
	室内環境	エアコン	駐車可能 台数	当該駐車場	台
		扇風機		周辺駐車場	台
		ストーブ		その他(空地)	台
				合計	台
施設の鍵 の管理者					
職員派遣人数	伊万里市	人	有田町	人	

<地図>

別紙様式5【第9条第5号、6号関係】

1 食料、飲料水及びその他の生活必需品の保有状況及びこれらの調達に係る民間業者等との協定の締結状況

(1) 食料

(2) 飲料水

品目	単位	保有備蓄 数量	民間業者等との協定		備考
			調達可能 数量	提供元（協定締結先）	
保存水（○ml）	本				

(3) 生活必需品

2 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の保有状況及びこれらの調達に係る民間業者等との協定の締結状況

3 救助及び救援活動に必要な車両等及びその他の資機材の保有状況及びこれらの調達に係る民間業者との協定の締結状況

(1) 車両等

種別・規格	単位	保有数量	民間業者等との協定		備考
			調達可能 数量	提供元(協定締結先)	

(2) 資機材

表 1

避難所のレイアウト

